

宮古島市告示第202号

エコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和5年11月22日

宮古島市長 座喜味 一幸

エコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エコアイランド宮古島の推進に関する条例（平成26年宮古島市条例第17号）の目的を達するため、宮古島市民プロジェクト支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、エコアイランド宮古島市民プロジェクトとは、次に掲げる要件を満たすものをいう（以下「市民プロジェクト」という。）。

- (1) エコアイランド宮古島の実現に寄与する事業であること。
- (2) 個人、法人又はその他の団体が主体的にアイデアを出し、実施する事業であること。
- (3) エコアイランド推進課が実施する宮古島SDGs推進プラットフォーム構築・運営業務の中で、支援対象として認めている事業であること。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する個人、法人又はその他の団体とする。

- (1) 宮古島市内において、エコアイランド推進課が主催するせんねん祭又はその他のイベントに出場し、市民プロジェクトのアイデアや企画の発表を行った実績があること。

(2) 個人の場合にあっては本市の住民基本台帳に記録されていること、法人又はその他の団体の場合にあっては本市に本店所在地又は事務所等の拠点を有すること。

(3) 本市の公的義務（市税、使用料、負担金、貸付金償還金等の納付）を果たしていること。

(4) 宮古島市暴力団排除条例(平成24年宮古島市条例第1号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条第1号に規定するイベントで発表した市民プロジェクトの実現や拡充に要するものであって、別表に定める経費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象経費の10割以内（別表に定める割合）とし、1件当たり150万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、エコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 市民プロジェクト実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、エコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成対象事業の変更等)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」

という。)は、助成の対象となった市民プロジェクト(以下「助成対象事業」という。)の内容又は経費の配分を変更する場合は、エコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金変更等承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、エコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金変更等承認通知書(様式第4号)により、速やかに助成事業者へ通知するものとする。

3 助成事業者は、助成対象事業を廃止しようとするときは、あらかじめエコアイランド推進課に相談の上で、エコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金廃止申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、エコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金事業実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、エコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金額確定通知書(様式第7号)により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 助成事業者は、前条の規定により助成金の額の確定通知を受けたときは、速やかにエコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金精算払請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 助成事業者は、助成対象事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、エコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金概算払請求書(様式第9号)により、市長に請求するものとする。ただし、概算払の請求は、

法人又はその他の団体の場合にあつては交付決定額の4割以内、個人の場合にあつては交付決定額の6割以内とする。

3 市長は、前2項の規定により請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、助成事業者がこの要綱の規定に違反した場合は、第7条の規定による交付決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(助成金の返還等)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合、又は第8条第3項の規定により助成事業者が助成対象事業を廃止した場合、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、エコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金返還命令書(様式第10号)により当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、当該返還の命令がなされた日から20日以内に返還するものとし、当該助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該返還金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を当該返還金に加算して納付しなければならない。

(消費税仕入控除額の確定の報告)

第14条 助成事業者は、助成対象事業完了後に消費税の申告により助成対象事業に係る消費税仕入控除額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)には、エコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書(様式第11号)により、助成対象事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに市長に報告するとともに、市長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。この場合において、返還手続に関する事項は、前条第2項の規定を準用する。

(財産処分の制限)

第15条 助成事業者は、助成対象事業(事業の一部を第三者に実施させた場合を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」とい

う。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が10万円以上のものについて、助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 助成事業者は、助成対象事業の目的に沿って譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめエコアイランド宮古島市民プロジェクト支援助成金に係る財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の規定により助成事業者が取得財産等を処分した場合において、当該助成事業者に収入があると認めるときは、当該収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

（助成事業者の責務）

第16条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、助成対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等については、助成対象事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の目的に従ってその効果的な利用を図らなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

助成対象経費	助成率 (上限)
旅費、書籍代、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、保険料、諸謝金、研修費、委託費、広告宣伝費、事業設備費、雑役務費	10割